２　交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は，自他の生命尊重という理念の下に，交通社会の一員としての責任を自覚し，交通安全意識と交通マナーの向上に努め，相手の立場を尊重し，他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で，重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには，人間の成長過程に合わせ，生涯にわたる学習を促進して国民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また，人優先の交通安全思想の下，高齢者，障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに，交通事故被害者等の痛みを思いやり，交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要である。

このため，交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）等を活用し，幼児から成人に至るまで，心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に，高齢化が進展する中で，高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに，他の世代に対しても高齢者の特性を知り，その上で高齢者を保護し，高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。また，地域の見守り活動等を通じ，地域ぐるみで高齢者の安全確保に取り組む。さらに，自転車を使用することが多い小学生，中学生及び高校生に対しては，将来，運転者として交通社会の一員となることを考慮し，自転車運転者講習制度の施行も踏まえ，自転車利用に関する道路交通の基礎知識，交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。学校においては，こうした自転車利用に係るものを含む交通安全に関する指導を，学習指導要領等に基づく関連教科，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動など，教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに，学校保健安全法に基づき策定することとなっている学校安全計画により，児童生徒等に対し，通学を含めた学校生活その他の日常生活における交通安全をはじめ安全に関する指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては，特別支援学校等において，その障害の特性を踏まえ，交通安全に関する指導に配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては，参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ，教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして，国民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう，必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

特に若者を中心とする層に対しては，交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の高揚を図るとともに，自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努める。

交通安全教育・普及啓発活動については，国，地方公共団体，警察，学校，関係民間団体，地域社会，企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし，互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当た

る地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに，地域における民間の指導者を育成することなどにより，地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また，地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため，高齢者を中心に，子供，親の３世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに，交通安全教育・普及啓発活動の効果について，評価・効果予測手法を充実させ，検証・評価を行うことにより，効果的な実施に努めるとともに，交通安全教育・普及啓発活動の意義，重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

【第 10 次計画における重点施策及び新規施策】

○　参加・体験・実践型の活動の推進（(１）カ，(２)，(３）ア，イ，オ，(５))
○　高齢者に対する交通安全教育の推進（(１）カ）
○　自転車の安全利用の推進（(３）イ）
○　後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（(３）ウ)
○　反射材用品の普及促進（(３）オ）
○　飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立（(３）カ）
○　二輪車運転者のプロテクター着用推進（(３）コ（ウ))
○　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進（(４))
○　住民の参加・協働の推進（(５))

（１）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア　幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は，心身の発達段階や地域の実情に応じて，基本的な交通ルールを遵守し，交通マナーを実践する態度を習得させるとともに，日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園，保育所及び認定こども園においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため，紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど，分かりやすい指導に努めるとともに，指導資料の作成，教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては，遊びによる生活指導の一環として，交通安全に関する指導を推進する。関係機関・団体は，幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより，幼稚

園，保育所及び認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行うとともに，幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど，家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また，交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導，保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ　小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は，心身の発達段階や地域の実情に応じて，歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに，道路及び交通の状況に応じて，安全に道路を通行するために，道路交通における危険を予測し，これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，乗り物の安全な利用，危険の予測と回避，交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進する。

関係機関・団体は，小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに，児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また，児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり，歩行中，自転車乗用中等実際の交通の場面で，児童に対し，基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに，交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導，児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

ウ　中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は，日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，自転車で安全に道路を通行するために，必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，道路を通行する場合は，思いやりをもって，自己の安全ばかりでなく，他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，保健体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，自動車等の特性，危険の予測と回避，標識等の意味，応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進するほか，教員等を対象とした心肺そ生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は，中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できる

よう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ　高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は，日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために，必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては，家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，保健体育，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，自転車の安全な利用，二輪車・自動車の特性，危険の予測と回避，運転者の責任，応急手当等について更に理解を深めるとともに，生徒の多くが，近い将来，普通免許等を取得することが予想されることから，免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に，二輪車・自動車の安全に関する指導については，生徒の実態や地域の実情に応じて，安全運転を推進する機関・団体やＰＴＡ等と連携しながら，安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに，実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

このため，自転車の安全な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進するほか，教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は，高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また，小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに，交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ　成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は，自動車等の安全運転の確保の観点から，免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか，社会人，大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は，自動車教習所における教習が中心となることから，教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は，運転者としての社会的責任の自覚，安全運転に必要な技能及び技術，特に危険予測・回避の能力の向上，交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし，都道府県公安委員会が行う各種講習，自動車教習所，民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環と

して安全運転管理者，運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は，安全運転管理者，運行管理者等を法定講習，指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ，事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また，自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において，高度な運転技術，指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに，これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

また，社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど，公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに，関係機関・団体，交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生・専修学校生等に対しては，学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ，関係機関・団体等が連携し，交通安全教育の充実に努める。

カ　高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は，加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに，道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため，国及び地方公共団体は，高齢者に対する交通安全指導担当者の養成，教材・教具等の開発等，指導体制の充実に努めるとともに，シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また，関係団体，交通ボランティア，医療機関・福祉施設関係者等と連携して，高齢者の交通安全教室等を開催するとともに，高齢者に対する社会教育活動・福祉活動，各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に，家庭訪問による個別指導，見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により，高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努める。この場合，高齢者の自発性を促すことに留意しつつ，高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし，反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また，高齢運転者に対しては，高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか，関係機関・団体，自動車教習所等と連携して，個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し，高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに，その自発的な受講の促進に努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては，電動車いすの製造メーカーで組織される団体等と連携して，購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに，継続的な交通安全教育の促進に努める。

また，地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため，シルバーリーダ

ーを対象とした安全運転教育を実施する。

さらに，地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう，交通安全母親活動や，高齢者を中心に，子供，親の３世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

キ　障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては，交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため，地域における福祉活動の場を利用するなどして，障害の程度に応じ，きめ細かい交通安全教育を推進する。また，手話通訳員の配置，字幕入りビデオの活用等に努めるとともに，身近な場所における教育機会の提供，効果的な教材の開発等に努める。

さらに，自立歩行ができない障害者に対しては，介護者，交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

ク　外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し，我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては，母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど，効果的な交通安全教育に努めるとともに，外国人を雇用する使用者等を通じ，外国人の講習会等への参加を促進する。また，増加が見込まれる訪日外国人に対しても，外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し，各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

ケ　交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

刑事施設においては，被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした受刑者や重大な交通違反を反復した受刑者を対象に，改善指導として実施している「交通安全指導」,「被害者の視点を取り入れた教育」等の指導の更なる充実に努める。特に飲酒運転を行っている者やアルコール依存の問題を持つ受刑者に対しては，その指導内容の一層の充実を図る。

少年院においては，交通事犯少年に対して，個別の問題性に応じた適切な教育及び指導を行うとともに，人命尊重の精神と，遵法精神のかん養に重点を置いた非行態様別指導（交通問題指導プログラム）等の交通安全教育の充実を図る。また，被害者を死亡させた又は生命，身体を害した事件を犯した少年については，ゲストスピーカー制度などを活用し，被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。

少年鑑別所における交通事犯少年に対する資質鑑別については，交通事犯少年の特性の的確な把握，より適切な交通鑑別方式の在り方等について，専門的立場からの研究を活発化するとともに，運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用により，一層の適正・充実化を図る。

コ　交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については，集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実を図るとともに，飲酒運転防止プログラム等交通事犯保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。

（２）効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては，受講者が，安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し，かつ，その必要性を理解できるようにするため，参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は，交通安全教育に関する情報を共有し，他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与，講師の派遣及び情報の提供等，相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また，受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保，シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに，交通安全教育の効果を確認し，必要に応じて教育の方法，利用する教材の見直しを行うなど，常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

（３）交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア　交通安全運動の推進

国民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに，国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための国民運動として，国の運動主催機関・団体を始め，地方公共団体の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して，交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては，高齢者の交通事故防止，子供の交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，夜間（特に薄暮時）における交通事故防止，自転車の安全利用の推進，飲酒運転の根絶等，全国的な交通情勢に即した事項を設定するとともに，地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため，必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては，事前に，運動の趣旨，実施期間，運動重点，実施計画等について広く住民に周知することにより，市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに，関係機関・団体が連携し，運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう，事故実態，住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに，地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り，参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により，交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また，事後に，運動の効果を検証，評価することにより，一層効果的な運動が実施されるよう配意する。

イ　自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は，車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため，「自転車安全利用五則」（平成 19 年 7 月 10 日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するなどにより，歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に，自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についての周知・徹底を図る。

自転車は，歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており，交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから，そうした意識の啓発を図るとともに，損害賠償責任保険等への加入を促進する。

また，自転車運転者講習制度を適切に運用し，危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ，自転車の灯火の点灯を徹底し，自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため，保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか，幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに，シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは，シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して，自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め，幼児・児童の着用の徹底を図るほか，高齢者や中学・高校生等，他の年齢層の自転車利用者に対し，ヘルメットの着用を促進する。

ウ　後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め，後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（平成 26 年 10 月現在における一般道のシートベルト着用率は，運転席 98.2%，助手席 93.9%，後部座席 35.1%（警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

このため，地方公共団体，関係機関・団体等との協力の下，あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

また，シートベルト着用率向上に効果が見込まれるシートベルトリマインダについて，後席への拡大等も視野に基準の整備を図る。

エ　チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について，着用推進シンボルマーク等を活用しつつ，幼稚園，保育所，認定こども園，病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め，正しい使用の徹底を図る。特に，比較的年齢の高い幼児の保護者に対し，その取組を強化する（平成 27 年６月現在におけるチャイルドシート使用率は，６歳未満全体 62.7%，５歳児 38.1%，１歳～４歳児 64.4%，１歳児未満 85.2%（警察庁と一般社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

また，地方公共団体，民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて，チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

さらに，取り付ける際の誤使用の防止や，側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準（i-Size）に対応したチャイルドシートの普及促進，チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進，製品ごとの安全性に関する比較情報の提供，分かりやすい取扱説明書の作成等，チャイルドシート製作者又は自動車製作者における取組を促すとともに，販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言や，チャイルドシートを必要とする方々に情報が行き渡るようにするため，例えば，産婦人科や母子健康手帳等を通じた正しい使用方法の周知徹底を推進する。

オ　反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め，歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため，各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに，反射材用品等の視認効果，使用方法等について理解を深めるため，参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等は，全年齢層を対象として普及を図る必要があるが，歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては，特にその普及の促進を図る。また，衣服や靴，鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに，適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

カ　飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに，交通ボランティアや安全運転管理者，酒類製造・販売業者，酒類提供飲食店，駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど，地域，職域等における飲酒運転根絶の取組を更に

進め，「飲酒運転をしない，させない」という国民の規範意識の確立を図る。特に若年運転者層は，他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから，若年運転者層を始め，対象に応じたきめ細かな広報啓発を，関係省庁が連携して推進する。

また，地域の実情に応じ，アルコール依存症に関する広報啓発，相談，指導及び支援等，関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

さらに，各自治体で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については，他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう，積極的な情報共有を図っていく。

キ　危険ドラッグ対策の推進

麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等に危険ドラッグに関する内容を盛り込んで都道府県等へ配布するとともに，教育機関等へ薬物の専門家を派遣し，啓発活動を行う等，危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

ク　効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については，テレビ，ラジオ，新聞，携帯端末,インターネット,街頭ビジョン等の広報媒体を活用して，交通事故等の実態を踏まえた広報，日常生活に密着した内容の広報，交通事故被害者等の声を取り入れた広報等,具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど，実効の挙がる広報を次の方針により行う。

（ア）家庭，学校，職場，地域等と一体となった広範なキャンペーンや，官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより，高齢者の交通事故防止，子供の交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，飲酒運転の根絶，違法駐車の排除等を図る。

（イ）交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから，家庭向け広報媒体の積極的な活用，地方公共団体，町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め，子供，高齢者等を交通事故から守るとともに，飲酒運転を根絶し，暴走運転，無謀運転等を追放する。

（ウ）民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため，国及び地方公共団体は,交通の安全に関する資料，情報等の提供を積極的に行うとともに，報道機関の理解と協力を求め，全国民的気運の盛り上がりを図る。

ケ　自動車事故を防止するための取組支援（安全運転推進事業の実施）

安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等の開催や受講の促進の観点から，安全運転推進事業の確実な実施を図る。

コ　その他の普及啓発活動の推進

（ア）高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため，加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的

に行う。また，他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに，高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

（イ）薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから，夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反，飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し，これら違反の防止を図る。

また，季節や気象の変化，地域の実態等に応じ，交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促す。

（ウ）二輪車運転者の被害軽減を図るため，プロテクターの着用について，関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど，胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

（エ）国民が，交通事故の発生状況を認識し，交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう，地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し,インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。

（オ）自動車アセスメント情報や，安全装置の有効性，自動車の正しい使い方，点検整備の方法に係る情報，交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ，自動車ユーザー，自動車運送事業者，自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより，関係者の交通安全に関する意識を高める。

（カ）学識経験者と参加者による討議等により，交通安全活動に新しい知見を与え，交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

（４）交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については，交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど，その主体的な活動を促進する。また，地域団体，自動車製造・販売団体，自動車利用者団体等については，それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう，全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため，交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い，交通安全に関する国民挙げての活動の展開を図る。

また，交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては,資質の向上に資する援助を行うことなどにより，その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に，民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため，交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

（５）住民の参加・協働の推進

交通の安全は，住民の安全意識により支えられることから，住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため，交通安全思想の普及徹底に当たっては，行政，民間団体，企業等と住民が連携を密にした上で，それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し，住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から，安全で良好なコミュニティ形成を図るため，住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり，交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくったりするほか，その活動において，当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

３　安全運転の確保

安全運転を確保するためには，運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり，このため，運転者のみならず，これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に，今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実を図る。運転免許制度については，最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また，運転者に対して，運転者教育，安全運転管理者による指導，その他広報啓発等により，高齢者や子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図る。

さらに，今後の自動車運送事業の変化を見据え，企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し，企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに，交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて，道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため，ＩＴ等を活用しつつ, 道路交通に関連する総合的な情報提供の充実を図る。

【第 10 次計画における重点施策及び新規施策】

- ○　高齢運転者対策の充実（(１）エ)
- ○　高齢運転者支援の推進（(１）オ)
- ○　安全運転管理の推進（(３))
- ○　映像記録型ドライブレコーダーの普及（(３)，（４）イ)
- ○　事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の実施（(４）ア)
- ○　事業用自動車の重大事故に関する事故調査機能等の強化（(４）イ)
- ○　テレマティクス等を活用した安全運転の促進（(４）ウ)
- ○　貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等（(４）エ)
- ○　国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策（(６）イ)

（１）運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため，免許取得前から，安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに，免許取得時及び免許取得後においては，特に，実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また，これらの機会が，単なる知識や技能を教える場にとどまることなく，個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育，交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育，自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて，運転者の安全に運転しようと

する意識及び態度を向上させるよう，教育内容の充実を図る。

ア　運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

（ア）自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し，交通事故の発生状況，道路環境等の交通状況を勘案しつつ，教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか，教習指導員等の資質の向上，教習内容及び技法の充実を図り，教習水準を高める。

また，教習水準に関する情報の国民への提供に努める。

（イ）取得時講習の充実

原付免許，普通二輪免許，大型二輪免許，普通免許，準中型免許，中型免許，大型免許，普通二種免許，中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

イ　運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習，停止処分者講習，違反者講習，初心運転者講習，更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう，講習施設・設備の拡充を図るほか，講習指導員の資質向上，講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に，飲酒運転を防止する観点から，飲酒取消講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

自動車教習所については，既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど，地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ　二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか，二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。また，指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し，二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

エ　高齢運転者対策の充実

（ア）高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施，更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

特に,認知機能検査に基づく高齢者講習においては，検査の結果に応じたきめ細かな講習を実施するとともに，講習の合理化・高度化を図り，より効果的な教育に努める。

（イ）臨時適性検査等の確実な実施

認知機能検査，運転適性相談等の機会を通じて，認知症の疑いがある運転者の把握に努め，臨時適性検査等の確実な実施により，安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

また，臨時適性検査等の円滑な実施のため，関係機関・団体等と連携して，同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど，体制の強化に努める。